

SPS協定の「科学」に関する規律

ホルモン牛肉紛争を中心に

東京大学大学院総合文化研究科 京極 藤岡 (田部) 智子

国際領域上席主任研究官

典夫

釈適用:ホルモン牛肉紛争を中心に」(平成22年1月)を参照されたい。本稿の詳細については、農林水産政策研究第17号「SPS協定の「科

「科学」に関する規律の解

はじ めに

事件③)、WTO小委員会(パネル)及 題を付託し(EC・ホルモン牛肉規制 足後、米国はWTO紛争解決手続に問 るすべての紛争の母 ("mother of all 各国との貿易問題となった。WTO発 肉輸出国であった米国をはじめとする され、それを使用した牛肉の輸入が禁 機として、1981年以降ECにおい 使用に対して強く関心を持つようにな は長く、1970年代に、EC域内の とまで言われたものである。その歴史 transatlantic food safety conflicts") $^{\circ}$ 争であり、「大西洋間の食の安全をめぐ 禁止措置をめぐって米国と争われた紛 促進ホルモンを投与された牛肉の輸入 止されるようになり、最大の対EC牛 ったことに端を発している。これを契 消費者が家畜への成長促進ホルモンの て成長促進ホルモンの使用禁止が強化 ホ ル モン牛肉紛争は、EC印 の成

> ネル及び上級委報告書がDSBにおい 許停止継続を紛争解決了解 (DSU) 告及び裁定を履行したとして ECに対 置を行った。その後ECは、新たに指 米国はWTO紛争解決機関(DSB) び上級委員会(上 本件に関しては、2008年 11月、パ のが、米国・譲許停止継続事件はである。 に違反するとしてDSBに申し立てた 米国はこれに応じず、ECは米国の譲 する米国の譲許停止の解除を求めたが、 モン牛肉規制事件におけるDSBの勧 令を制定し、これをもってEC・ホル の承認を受けてECに対し譲許停止措 ECの措置のSPS協定違反を認定 て採択されている。 たが、ECは当該措置を撤回せず、 級委)はいずれ

びその他の関連するSPS協定をめぐ る。まず、 報告書でのSPS協定の解釈を検討す る紛争における解釈を踏まえ、譲許停 継続事件の概要及びパネル・上級委 本稿では、ホルモン牛肉規制事件及 ホルモン牛肉規制事件及び

b に焦点を当てることとする。 及び暫定的措置 (第5条7項 されている危険性評価(第5条1 に、譲許停止継続事件で中心的に議論 稿では、科学的証拠に関する規律、特 が問題となり、解釈が行われたが、 制事件では、SPS協定の様々な条項 見ていくことにする。ホルモン牛肉規 級委によるSPS協定の解釈・適用を で、これらの紛争におけるパネル・上 譲許停止継続事件の経緯を概観した後

本

ホルモン牛肉紛争の経っいません。SPS協定とEC・

ECが米国の違反を主張したDSU 項等の適合性が争われた。しかし、 としては、DSU第 23条や第 22条 8 た譲許停止継続事件では、紛争の中身 2008年11月に報告書が採択され 紛 争の経緯は第一表のとおりである。 EC・米間のホルモン牛肉をめぐる

> される。」と規定されており、そもそも され・・・るまでの間においてのみ適用 停止は、一時的なものとし、対象協定 適合するものであったかどうか、であ は、ECの採択した新たな措置が ないことにある。つまり、問題の本質 項に違反するものかどうかも決定でき うかを決定しなければ、米国が当該条 暫定的禁止が、SPS協定第5条1項 新指令におけるホルモンの永続的禁止 ているものなのかどうか、すなわち、 ン牛肉規制事件の勧告を本当に実施し に適合しないと認定された措置が撤 SPS協定の「科学」に関する規律に 及び第5条7項に適合しているかど 問題は、新たなEC指令が、ホルモ 22条 8 項は、「譲許その他 回

の解釈 項

ホルモン牛肉規制をめぐる紛争の経緯 第1表

1970年代	イタリアにおいてホルモン異常の兆候のある乳幼児のケースが報告されたことを契機として、EC域内で家畜に対する成長促進ホルモンの使用について関心が高まる
1981年	EC理事会がエストロゲン (oestrogen) の使用を禁止した指令を採択 (81/602/EEC)
1987年	米国の要請によりスタンダード・コードに基づく協議(不調に終わる)
1988年	禁止対象を拡大した指令採択(88/146/EEC)
	使用条件を規定した指令採択 (88/299/EEC)
1989年	米国がEC製品に対し100%の報復関税実施
1995年	WTO発足
1996年	ECが上記3指令を統合、新たに合成ホルモンの使用禁止等を規定した指令採択(96/22/EC)
1996年 1月	米国がDSUに基づきECに協議要請
1996年 4月	米国がパネル設置を要請 (5月にパネル設置) = EC・ホルモン牛肉規制事件
1997年8月	ECの措置をSPS協定違反とするパネル報告書公表 (ECによる上訴)
1998年 1月	ECの措置をSPS協定違反とする上級委報告書公表 (2月採択)
1999年 5月	米国による報復措置 (譲許停止) 実施
2003年	新たな指令採択 (2003/74/EC)
2004年11月	ECによる協議要請
2005年 1月	ECによるパネル設置要請 (2月にパネル設置) =米国・譲許停止継続事件
2008年 3月	パネル報告書公表
2008年 5月	ECによる上訴
2008年10月	上級委報告書公表(11月DSBにより採択)
2009年 1月	米国による制裁措置の強化策発表
2009年 5月	EC・米両国による覚書の締結

題になる。その中には、危険性評価

危険性評価」なのか、ということが問

なわち、いわゆる危険性管理の過程ま はどのような過程が含まれるのか、す

で含むものなのか、という問題、どの

以下では、本件で問題となった論点 ついて簡潔に検討することとする。 指令におけるエストラディオール17-β 許停止継続事件においては、ECの新 の永続的輸入禁止措置が問題となった。 まず、①については、譲許停止継続

れているのかどうかが検討される。譲

えた上で、

危険性評価が「適切に」なさ

についての分析は行っていない」とし

という問題が含まれる。それらを踏ま

険」とはどのようなものを言うのか、

険性評価を行う際に対象とされる「危 当たるのか、という問題、さらには、 程度のものを行えば「危険性評価」に

危

(1)SPS協定第5条1項の解釈適用 危険性評価とは何か

3

「科学」に関する 規律に係る論点

ホルモン牛肉紛争における

②問題となる措置が危険性評価に「基 切に」なされているかどうか、さらに、 性評価⑸がそれぞれの状況において「適 づく」ものかどうかが審査される。 危険性評価については、まず、何 SPS協定第5条1項では、①危险 が

製品の消費から生じる悪影響の可能性 された牛から生産された牛肉及び牛肉 目的でエストラディオール17-βを投与 の可能性を評価しているが、成長促進 る②の可能性については、「ECは 明らかにしているが、①によって生ず 445) (*)、()の審査の際に、() 問題とな 事件では、ECが新指令制定の際に危 在を明示し、②人等に対する悪影響は 科学的証拠によって支持されているか ECが採用した措置)が、評価された どうか、(d)当該意見における結論(= が考慮されているかどうか、(C) 附属書 意見が関連国際機関が作成した危険性 険性評価として採用したSCVPH 一般的に、エストロゲンによる悪影響 っている食物に含まれる添加物等の存 どうか、について検討し (paras. 7.442) Aパラ4の定義が満たされているか の評価の方法を考慮しているかどうか、 れた。パネルは、個SCVPHによる 危険性評価を構成するかどうかが争わ (b) 第5条2項に挙げられている要素 による意見が実際に協定に定義される

性があるとしてその使用を永続的に禁

エストラディオール17-βに発ガン

止したECの措置は導かれないとして、

価が参照している科学的証拠によって 7.521 - 537)。さらに、ECの危険性評

義の要件を満たしていない、とした (paras.

附属書Aパラ4の危険性評価の定

15

SPS協定附属書Aの危険性評価の定 E C とした (para. 553)。 義及び第5条1項を誤って適用した かったパネルの議論は早計に過ぎると きるはずがないと述べて、それをしな 証拠を考慮しなければ、牛肉へのエス として批判し、濫用や誤用についての ら起こる危険を正しく考慮していない ものの、危険性評価の審査の際にパネ し (para. 547)、結論として、パネルが 価しなかったかどうかについて決定で 響の可能性について特定的にECが評 トラディオール17-βの残留物の悪影 ないとした点については同意を示した 価は十分特定的なものでなければなら しかし、上級委は、パネルが危険性 がホルモン使用の濫用または誤用か たさないと述べた (para. 7.573)。 の措置はSPS協定第5条1項

ホルモン牛肉規制事件でも問題となったルモン牛肉規制事件でも問題となっていた点であり、譲許停止継続事件であれば、それは考慮されるべきものであれば、それは考慮されるべきものとれた。これは、危険性評価には現実とした。これは、危険性評価には現実とした。これは、危険性評価には現実とした。これは、危険性評価には現実とした。これは、危険性評価には現実としたものと考慮すべきとしたものと考慮がある。

理的関係」があるかどうかが問われる。一方、②の「基づく」については、「合

険性評価が十分に特定的でなければな ここで問題となるのは、いったいこの かもしれない®。「合理的関係」につい を可能としているということができる 審査する段階では、曖昧な形での審査 定し、結果として、「合理的な関係」を なわち危険性評価の内容) を厳しく限 基準において評価されるべき証拠(す 性を要求することで、「合理的な関係」 価の定義に沿って審査する段階で特定 審査している。このように、危険性評 らないとしている点で、非常に厳しく 満たしているかどうかの判断の際に危 停止継続事件でも危険性評価が定義を たが、一方で、既に述べたとおり譲許 での判断ではケースバイケースとされ を指すのかということである。これま 「合理的な関係」
基準はどの程度のもの

ての審査に関しては、これまでの判断で少数意見に基づき措置を採用してもまいことや最小限の危険といった量的よいことを念頭に置けば、要件を要求していないことが示されていることを念頭に置けば、要件としては、一世に科学的ではない要素をも考慮しも考えられ、加盟国には、純粋に科学的ではない要素をも考慮して措を採用しうる裁量があるように思われる。しかし、どのレベルの少数意見れる。しかし、どのレベルの少数意見れる。しかし、どのレベルの少数意見れる。しかし、どのレベルの少数意見れる。しかし、どのレベルの少数意見れる。しかし、どのレベルの少数意見に基づき者があるように思わいる。

れている。しての少数意見の採用には課題が残さとどまっていることから、実際問題とる少数意見ということを述べているに

7.574 - 579)。しかし、上級委はパネル にはないという上級委の国家主権に対 いてWTOは何らかの判断を下す立場 判断が妥当なものであれば、それにつ とから、ここには、一定の国内当局の ものが採られているように思われるこ 救済措置案件における審査基準に近い ば、当局の判断を尊重するという貿易 と考えられる。また、どちらかといえ 当局の判断をまったく無視した新規の る。この点を踏まえれば、少なくとも、 化できるかどうかによるとしたのであ 証拠によって支持され、客観的に正当 尾一貫した理由付け及び相当の科学的 どうかではなく、当該危険性評価が首 加盟国が行った危険性評価が正しいか いているか」どうかを決定するには、 準として、措置が危険性評価に 続事件上級委は、第5条1項の審査基 用したとした。すなわち、譲許停止継 は第5条1項の審査基準を誤って適 価に基づいていないとした(paras 第5条1項の意味における危険性 いう事実認定に基づき、ECの措置は PH意見が危険性評価を構成しないと 結論として、パネルは、上記のSCV (de novo) 審査は行うことができない なお、譲許停止継続事件においては . 「基づ 評

ではないかと考えられる。
ではないかと考えられる。すなわち、国際質易の自由化の進展に関連するものではあるが主権国家を当事者とする高度に複雑な紛争を取り扱う以上、WTOに複雑な紛争を取り扱う以上、WTOという考え方を上級委は持っているのではする抑制的な態度が表れているのではする抑制的な態度が表れているのではする抑制的な態度が表れているのでは

第5条7項の審査においては、①科等5条7項の審査においては、①入手であること、の4つが第5条7項におけること、の4つが第5条7項におけること、の4つが第5条7項におけること、の4つが第5条7項の審査においては、①科学的証拠が不十分であること、②入手学的証拠が不十分であること、②入手学的証拠が不十分であること、②入手学的証拠が不十分であること、②入手学的証拠が不分であるとされている。

①については、EC・遺伝子組換え 産品規制事件パネル報告までは、非常 に厳格に審査され、結果としてその援 用の可能性が非常に狭く解された印象 がある。同事件においてパネルは、科 学的証拠の不十分性は加盟国が設定し ている保護水準の高さとは関係ないと し、譲許停止継続事件パネルでも、同 様の判断を行っている。これは、国際 基準や他国よりも高い保護の水準を達 成しようとする場合に、国際基準や他 国のより低い保護水準の達成のための

告のパネルの判断を否定している。 告のパネルの判断を否定している。 時のパネルの判断を否定している。 活置をとるために行われた危険性評価 においては科学的証拠が存在することを を実質的に不可能にするおそれがあった。しかし、 譲許停止継続事件上級委 は、より高い保護の水準を選択した場合には、その危険性評価には、国際基準 は、より高い保護の水準を選択した場合には、その危険性評価には、国際基準 は、より高い保護の水準を選択した場合には、その危険性評価とは異なる要 なった。しかし、 、まり高い保護の水準を選択した場合には、その危険性評価とは異なる要 なった。しかし、 、まり高い保護の水準を選択した場合には、 なった。 として、 、コの援用があった。 として、これがあった。 として、これがあった。 といる。

問題とされるホルモンについて個々に evidence and/or information")」」 だけの「新たな証拠または情報が決定 と述べ、この場合、科学的証拠が不十 満たさないことから、②以降の要件に 基準には合致しないとし、①の要件を たのである (para. 7.648)。パネルは、 must be 的に十分になければならない("there 的な見解や証拠が不十分であるとする されるのかを決定するのが適切である る「関連する科学的証拠が不十分」と 準が存在する場合には、どの程度のも ついては検討せず、ECの措置はSP 検討し、その結果、そのどれもがこの 分と考えられるのは、以前あった基本 のがあれば第5条7項の意味におけ 一決定的十分性」の基準を新たに打ち出 用いた。すなわちパネルは、国際基 さらに、 譲許停止継続事件パネルは、 a critical mass of new

いと結論した(paras. 7.831-837)。しいと結論した(paras. 7.831-837)。しいと結論した(paras. 7.831-837)。しいと結論した(paras. 7.831-837)。しいと結論した(paras. 7.831-837)。しいとして否定している。

り、注目に値するものである。 の援用について、少なくとも、非常に高いハードルが設けられていると言える。このように、譲許停止継続事件上る。このように、譲許停止継続事件上の援用について、少なくとも、非常にのが

になる。しかしながら、これまでの実 これらのバランスをどう取るかが問題 拠が不十分な場合に援用したいのだか が低く(しかし生じる危険のレベルは がある。一方で、危険の現れる可能性 第 5 条 7 がなくなるのではという懸念もあろう。 ら、厳しい審査では第5条7項の意味 大きいものと考えられ)かつ科学的証 よりも厳しい審査にすべきという見方 可能性をなくすためにも、第5条1項 に援用して保護主義的な措置を見逃す 的に行われるものであり、同項を簡単 念頭に行われるのが適当であろう。 行とSPS協定の起草目的に照らせば、 第5条7項の措置については、暫定 的な救済措置であるということを 項の援用は、 あくまでも一暫

4 おわりに

や「環境」といった問題や、 である。しかし、それが、「食の安全 な「科学」を梃子として見つけ出し、 るものであるという点については、上 評価が適切に行われたかどうかについ も科学的なプロセスであって、危険性 しかしながら、危険性評価はあくまで 上級委の配慮を示していると言えよう。 ついての考え方は、まさにそのような 継続事件で上級委が示した審査基準に とになったように思われる。譲許停止 上級委は、そうした問題に配慮するこ 断を委ねられたパネル・上級委、特に 定が理解されることになり、最終的判 うになったことにより、より複雑に協 ンスなどの議論がより重要視されるよ 項や貿易促進と国内管轄事項とのバラ WTOの発足に伴い、非貿易的関心事 問題状況になってしまったと言える。 当初想定されていたものよりも複雑な 統性との問題と結びつくことによって、 WTOの権限の配分問題、WTOの正 ていたことは、起草過程からも明らか 置の調和を図っていくことを目標とし 正・廃止させ、各国の衛生植物検疫措 措置の撤廃であった。これを、 各国のとる保護主義的な衛生植物検疫 そもそもSPS協定の起草目的 その科学性に依拠して判断され 国家主権と 客観 は

だろう。ではないところに注意する必要がある級委はそうした姿勢を崩しているわけ

た心。この結果、本件に関する最終的な解決手続には訴えないことが合意され 5項パネルにおいてどのような判断が ネル設置まで発展した場合に、第21条 項パネル手続を開始するように勧告し 国及びECに対し、DSU第21条5 裁定が依然として有効であるとし、 出されるのかが注目されるところであ パネルにまで発展するのかどうか、パ ている。このため、今後、第21条5項 とができなかったことから、EC・ホ かどうかについての分析を完了するこ 譲許停止の継続を解除する必要がある) かどうかは定かではない。 SPS協定の解釈が将来的に示される 本件については、当分の間WTO紛争 13日に、米・EC間で覚書が交わされ、 った。しかしながら、2009年5 ルモン牛肉規制事件における勧告及び 守を行っている(したがって、米国は 22条8項の意味における実質的な遵 委は、EC指令によりECがDSU 米国·讓許停止 継続事件では、 上

が整っているといえども、高度に政治かにWTOに「強力な」紛争解決手続は政治的かつ実際的(practical)な解は政治的かつ実際的(practical)な解より、両当事国の間でこの件に関してより、両当事国の間でこの件に関して

ことから、今後の研究課題としたい。 行われていたWTO立憲化の議論印等もの性格と限界については、昨今盛んに さらには、WTOという国際機関自体 おける紛争処理システムの性格と限界、 あるということを示す好例なのではな 解決事例を詳細に分析する必要がある 踏まえ、その他のWTOにおける紛争 あろう。しかし、このようなWTOに は寄せるべきではない、ということでも う機関に対してそこまでの過大な期待 あるともいえるし、また、WTOとい おいては、そのような考え方が当然で 主権国家が構成単位である国際社会に その手続に則って解決されないことが 的になってしまった紛争については、 ているように思われる一方で、いまだ 〇の紛争解決機関としての限界を示し いかと考えられる。このことは、WT

いることとする。

注1 ECについては、現在一般に欧州連合European 加盟国の資格を有していることから、本稿 ではECで統一している。 州共同体 (European Communities) として Union)と呼ばれるが、WTOにおいては、欧

(2) Josling et. al. (1999, p1)

③ECのホルモン牛肉輸入制限についてはカ 体されて1つのものが出されていることか 同じもの、上級委報告書は米国のものと合 ナダも訴えているが、パネル報告書はほぼ 至るまで、様々な文献において紹介・分析さ の発端からWTOパネル・上級委の判断に っている。また、本件については、その紛争 ら、本稿では便宜的に米国のもののみを扱

> Hurst (1999) 等を参照のこと。 第1章)、Vogel (1995)、Pauwelyn (1999) れているが、例えば、高島(2003)、岩田 (2004、第3章)、藤岡(2007、第1部

(4)ECに対する譲許停止の継続については、カ 5「危険性評価(risk assessment)」は、一般的 SPS協定における公定訳が「危険性評価」 する訴え(DS320)を取り扱うこととする。 内容はほぼ同じであり、本稿では米国に対 ナダも同時に訴えられているが(DS321)、 には「リスク評価」とされるが、本稿では、

⑥公衆衛生に関する獣医学的措置に関する科 言委員会の1つ。 び食品の安全性などに関する科学関係の助 学委員会(The Scientific Committee on Health) の略。ECにおける消費者の健康及 Veterinary Measures relating to Public

Hurst (1999, p. 19) ⑦以下本稿の()内の番号は、パネル報告書 または上級委報告書におけるパラグラフ番号

(9)内記(2008、167頁)。

(10)覚書の内容の詳細については、EU Press Release (2009), USTR Press Release わない、などが決められた。 ③WTO申立てについても一定期間内は行 で、②米国は新たな制裁を科さないこととし、 対する無税の関税割当を米国に与える一方 成長促進ホルモンを使用していない牛肉に (2009)参照。覚書では、①ECが段階的に

(IIゴー(Goh)は、科学や法、正統性の問題が複 よりもpragmaticな政治的解決を目指しが 的に容易でないこと等を考慮し、法的解決 く課されておりそれを解除することが政治 トや既に規制が(国際規律などに反して)強 雑に絡む紛争においては、紛争解決のコス



ちであると述べている。Goh(2006, pp.

①WTO体制における立憲化の議論を整理し Krajewski (2001) などがある。 たものとして、西元(2003)、伊藤(2005)、

伊藤一頼 (2005) 「市場経済の世界化と法秩 学研究』第57巻第1号 とその立憲化をめぐる議論の動向--』『社会科 序の多元化-グローバル部分システムの形成

岩田信人 (2004) 『WTOと予防原則』、農林

高島忠義(2003)「ECホルモン牛肉輸入制 3 号。 保護—(一)・(二)」『法学研究』第76巻2号、 限について―WTOにおける自由貿易と健康

内記香子(2008)『WTO法と国内規制措置』、

西元宏治 (2003) 「国際関係の法制度化現象 とWTOにおける立憲化議論の射程」『ジュリ スト』1254号。

藤岡典夫(2007)『食品安全性をめぐる GMO事件まで』、農山漁村文化協会。 WTO通商紛争:ホルモン牛肉事件から

Bloche, M. Gregg (2002) "WTO Deference to Principle", Journal of International Economic National Health Policy: Toward an Interpretive

Hurst, David R. (1999) "Hormones: European Goh, Gavin (2006) "Tipping the Apple Cart: The Limits of Science and Law in the SPS Communities-Measures Affecting Meat and World Trade 40. Agreement after Japan-Apples," Journal of

Meat Products

available at Ecolomics-international. org

Josling, Timothy E., Donna Roberts and Policy," working paper, FSI Stanford Disputes and its Implications for Trade Ayesha Hassan (1999) "The Beef-Hormones /biosa_hormones_1998_david_hurst_ejil.rtf.

Krajewski, Markus (2001) "Democratic Legitim Law," Journal of World Trade 35. acy and Constitutional Perspectives of WTO

Pauwelyn, Joost (1999) "The WTO Agreemen Law 2. on Sanitary and Phytosanitary Measures as Varietals," Journal of International Economic Applied in the First Three SPS disputes: EC -Hormones, Australia-Salmon and Japan

EU Press Release (2009) "Memorandum on Bee: USTR Press Release (2009) "USTR Announces EN&guiLanguage=en (visited May 19, 2009). 09/239&format=HTML&aged=0&language= States,"13 May 2009, http://europa.eu/rapid Hormones dispute signed with the United Hormones Dispute" Agreement With European Union In Bee /pressReleasesAction.do?reference=MEMO/

Report of the Panel: United States-Continued 05/13/2009,http://www.ustr.gov/Document May 19, 2009). Union_In_Beef_Hormones_Dispute.html (visited Announces_Agreement_With_European_ Library/Press_Releases/2009/May/USTR_

Report of the Appellate Body, United States Continued Suspension of Obligations in the Suspension of Obligations in the EC EC-Hormones Dispute, WT/DS320/AB(16 Hormones Dispute, WT/DS320/R (31 March